

「世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービスの指針及び届出・公表制度」について【Q&A】

作成 平成27年12月
 最終改定 令和6年4月
 世田谷区高齢福祉部介護保険課

1 指針について

| | Q | A |
|-----|-----------------------------|---|
| (1) | 指針制定の経緯はどのようなものか？ | <p>区では区条例(「指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例及び世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」を指します。以下同じ。)を一部改正し、利用者保護の観点から、指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所で提供される宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築したところです。</p> <p>また、区内の指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所で提供される宿泊サービスの質を担保するという観点から、国の宿泊サービスの指針や都の宿泊サービスの基準を参考に指針を平成27年12月に制定しました。</p> <p>平成28年4月より、通所介護のうち利用定員が18名以下のものが地域密着型通所介護事業所として位置付けられたため、指針の対象事業所に地域密着型通所介護を加えるなど、必要な改正を行い、その後も、国の基準等の改正及びそれに基づく区条例の改正等に伴い、適宜、必要な改正を行っています。</p> |
| (2) | この制度の仕組みはどのようなものか？ | <p>【届出】</p> <p>●条例の規定により、宿泊サービスを提供している指定地域密着型通所介護事業所、指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所等」といいます。)について、宿泊サービスの提供・運営内容の実態・現状を届け出いただきます。</p> <p>【公表】</p> <p>●要綱に基づき、区のホームページにて届出事項の一部を公表します。</p> <p>●都が実施する介護サービス情報の公表制度により、指定地域密着型通所介護、指定(介護予防)認知症対応型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護等」といいます。)の公表項目として宿泊サービスについての届出内容の一部が公表されます。</p> <p>【指針】</p> <p>●宿泊サービスに係る人員・設備・運営に関する指針については、事業所において遵守され、利用者の尊厳の保持と安全確保を図るための事項を定めています。</p> |
| (3) | 通所介護事業所(介護保険法第8条第7項)の対応について | <p>国の基準省令及び都道府県等の条例により、宿泊サービスに関する届出は指定権者に提出することとしており、通所介護事業所については、区ではなく、都へお届けください。</p> |

2 届出について

| | Q | A |
|-----|---|---|
| (1) | 指針に定める基準を満たさないと届け出られないのか？ | この届出が行われないと、指定地域密着型通所介護事業所等としての基準違反になります。必ず届け出てください。 指針に定める基準を満たさないことにより届け出られないことはありませんが、当該指針は宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めたものです。事業所には適合するよう改善することが求められます。 |
| (2) | 届出の際の必要書類は？ | 区ホームページ(ページ番号「143121」で検索)内にある「届出様式一式」を参照してください。 |
| (3) | 宿泊サービス事業の届出に当たり、建築基準法、消防法、労働基準法など他法令に適合している必要があるのか？ | 宿泊サービスの提供に当たっては、指定地域密着型通所介護等サービス事業だけでなく、夜間に利用者を宿泊させる事業を行うことを含めた法令の遵守が求められます。詳しくは、それぞれの法令所管部署にご相談ください。 |
| (4) | 届け出た内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要か？ | 届け出た内容に変更が生じた場合には10日以内に変更届出書により、届け出てください。 |
| (5) | 休止した宿泊サービスを再開する場合には、どうすればよいか？ | 区ホームページ(ページ番号「143121」で検索)内にある「届出様式一式」のうちの「添付書類一覧」を参照の上、「参考様式1届出書(変更・再開)」などの必要書類を提出してください。図面・運営規程に変更がある場合には関係書類も添付してください。 |

3 公表について

| | Q | A |
|-----|----------------------------|---|
| (1) | 宿泊サービス事業者の情報はどのように公表されるのか？ | 区のホームページでは (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00143121.html) において公表します。 |
| (2) | どのような事項が公表されるのか？ | 区のホームページでは届出事項のうち、要綱で定めた項目について公表します。 <u>(※令和6年4月追記)</u> <u>令和6年4月から、要綱改正により、「業務継続計画の策定」、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び「虐待の防止のための指針」の有無が公表項目に追加されました。(改正指針第4の12、15(2)(3)、21関係)</u> |

4 総則について（指針 第1）

| | Q | A |
|-----|--|--|
| (1) | 宿泊サービスは、どのような場合に利用されるものか？ | 指定地域密着型通所介護事業所等の利用者が、その心身の状況や家族の負担軽減等のために緊急かつ短期的に利用するものと考えています。 |
| (2) | 緊急かつ短期的な利用であることの根拠として、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画への位置づけは必要となるか？ | 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」といいます。）のサービス内容には、保険給付の対象となる居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスのみならず、区市町村が実施する老人保健福祉施策、家族や近隣住民等が実施するインフォーマルなサービスも含まれます。したがって、宿泊サービスの利用に当たっては、保険外サービスとして居宅サービス計画等へ位置づけることが望ましいと考えております。 |
| (3) | 緊急かつ短期的な利用であることの根拠として、具体的にどのような記録を事業所に備えるべきか？ | 宿泊サービスの利用が緊急かつ短期的な利用であると判断した理由について、利用申込書、アセスメント、支援経過記録等への記録をお願いします。 |
| (4) | 日中、他の事業所や自宅等を利用する者が宿泊サービスを利用することは可能か？ | 宿泊サービスは指定地域密着型通所介護事業所等の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対しサービスを提供するものです。日中に当該指定地域密着型通所介護事業所等を利用者しない者が利用することは想定されていません。 |
| (5) | 長期間連泊を希望する利用者に対しては、どうしたらよいか？ | <p>在宅サービスである指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用して提供する宿泊サービスについては、緊急かつ短期的な利用に限定されるべきであり、宿泊サービス利用を長期化させるべきではありません。</p> <p>宿泊サービス事業者は、指針に沿ったサービス利用となるよう、また、宿泊サービスが位置づけられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿ったサービス提供となるように利用者の担当の介護支援専門員と十分に連携する必要があります。</p> |
| (6) | 長期間に宿泊し、（居宅がないなど）帰宅できない状況の利用者への対応はどうしたらよいか？ | <p>なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者、あんしんすこやかセンター（以下「居宅介護支援事業者等」といいます。）及び区と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービスへの変更を含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討してください。</p> |

5 人員に関する基準について（指針 第2）

① 従業者の員数及び資格

| | Q | A |
|-----|--|---|
| (1) | 宿泊サービスの従業者1以上確保とは、具体的にどのように配置すればよいか？ | 宿泊サービス提供時間帯を通じて1人以上配置することとされています。 |
| (2) | 宿泊サービスの内容に応じ必要数を配置するとあるが、従業員の配置はどうしたらよいか？ | 本指針においては、宿泊サービス提供時間帯を通じて1人以上と定めていますが、介護・宿泊等の適正なサービス提供はもとより、緊急時にも適切に対応し、安全な運営が必要です。特に、朝食及び夕食の時間や就寝・起床準備の時間帯等の繁忙時間帯においては、事業所ごとの実状に応じて必要人数を配置してください。 |
| (3) | 夜間、利用者の就寝時間帯における配置人員について、宿直勤務者を従業者として配置することは可能か？ | 宿泊サービス事業所の従業者は、利用者の就寝時間中においても、排せつ介助や安全確保のための見守り等の介護に係るサービスを、適切に提供しなければなりません。 また、労働基準法では「宿直」とは、所定労働時間外における勤務の一態様であって、本来の業務は処理せず、緊急の電話の收受や非常事態に備えて待機するもので、常態としてほとんど労働する必要のない勤務態様と解されています。したがって、宿泊サービス事業所において行うべきサービス提供は事業本来の業務であり、労働基準法上の「宿直」にはあたらないため、宿直勤務者は、従業者の員数に含まれません。 |
| (4) | 「資格を有する者」とは、どのような資格か？ | 宿泊サービス提供においては、夜間、複数の認知症である利用者に対し、原則1人の従業者が介護等のサービスを提供することから、介護福祉士、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修課程を修了した者等の利用者への直接処遇に関する専門的知識や、介護の提供に係る経験を有する者が望ましいと考えています。 |
| (5) | 「介護に関し知識及び経験を有する者」とは、どのような意味か？ | (※令和6年4月追記) <u>令和6年4月から、指針改正において、指定地域密着型通所介護等の従業者に倣って、宿泊サービス従業者(看護師、介護福祉士等の医療・福祉関係の資格保有者を除く。)</u> についても、 <u>認知症介護基礎研修を受講させる措置を講じることが望ましいという趣旨を追加しました。(改正指針第4の11(3)関係)</u> |
| (6) | 緊急時の対応について、具体的にどのような体制が必要か？ | 宿泊サービス提供時間帯を通じて夜勤の従業者以外に、利用者の容態急変や災害発生の緊急事態に対応できる支援要員を確保する体制です。 具体的には、宿直勤務者やオンコール体制(夜間に自宅などで待機して、緊急の呼び出しに応じて事業所へ出向き応援できる体制)などです。 |

② 責任者

| | Q | A |
|-----|---------------------------------------|--|
| (1) | 責任者とは、どのような業務を行う者か？ | 宿泊サービス事業の責任者は、指定地域密着型通所介護等サービスとの情報連携の業務や、従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を行うこと又はその内容に関与すること等の業務を行うものです。 |
| (2) | 指定地域密着型通所介護事業所等の管理者は、宿泊サービスの責任者になれるか？ | 指定地域密着型通所介護事業所等の従業者が、宿泊サービス従業者として勤務する場合は、指定地域密着型通所介護事業所等の人員基準及び労働基準法に違反しない範囲において、当該従業者を責任者とすることは可能です。 |

6 設備に関する基準について(指針 第3)

① 利用定員

| | Q | A |
|-----|--|---|
| (1) | 指定地域密着型通所介護事業所等の利用定員の1/2以下かつ9人以下と定めた理由は？ | 利用定員の基準については国指針及び都の基準を参考にして、小規模多機能型居宅介護の宿泊室の1室あたりの床面積7.43㎡以上の基準をもとに、指定地域密着型通所介護事業所等の利用定員及び1人当たりの面積等を勘案し、利用定員の「1/2以下かつ9人以下」と決めました。 |

② 必要な設備及び備品等

| | Q | A |
|-----|------------------------------------|--|
| (1) | 必要な消防設備とは何か？ | 1ヶ月に5日以上宿泊サービスを提供する事業所は、「消防法施行令別表第1(6)項口」が適用されるため、防災クロス・カーテン、誘導灯、消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備が必要です。消防用設備の詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。 |
| (2) | 「宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品」とは何か？ | 各事業所において宿泊サービスの提供を行うにあたり、必要となる設備を指します。指定地域密着型通所介護事業所等の設備・備品については、その運営に支障のない範囲であれば、使用しても差し支えありません。 なお、例えば宿泊サービス提供用の折りたたみベッドを指定地域密着型通所介護事業所等の指定申請時に届け出た食堂兼機能訓練室に保管する場合は、保管に必要な面積を食堂兼機能訓練室の面積から除く必要がありますので、区条例に定める設備基準に影響しないよう、注意してください。 |

③ 宿泊室

| | Q | A |
|-----|--|--|
| (1) | 指定地域密着型通所介護事業所等として届け出ている食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室以外の部屋や隣接する建物等で宿泊サービスを提供することは可能か？ | 「指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用しないもの」、または、「食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては指定地域密着型通所介護事業所等以外で実施するもの」は宿泊サービスには該当しません。ただし、これらの形態は有料老人ホームとして老人福祉法上の届出が必要になる場合があるので注意してください。 |
| (2) | 宿泊室における1人当たりの床面積7.43㎡について、広すぎる(狭すぎる)のではないか？ | 利用面積の基準については国指針及び都の基準を参考にして、小規模多機能型居宅介護の宿泊室の1室あたりの床面積7.43㎡以上の基準をもとに、指定地域密着型通所介護事業所等の利用定員及び1人当たりの面積等を勘案して基準を定めました。利用者の尊厳保持及び安全確保を図るために、必要な面積であると考えています。 |

| | Q | A |
|-----|--|---|
| (3) | <p>個室以外の宿泊室の面積や利用者ごとのスペースの確保の考え方は？</p> | <p>個室以外の宿泊室は、当該事業所内に個室がない場合においても、宿泊室としてプライバシーが確保されたしつらえで必要面積(7.43㎡)が確保されていれば差し支えないとしています。</p> <p>台所、廊下、玄関ホール、脱衣所等の居室以外の面積は含まれないこと、また、本指針の「個室以外の宿泊室」の面積と指定地域密着型通所介護事業所等の「食堂兼機能訓練室」の届出面積とは直接関係ないものであることにご注意ください。</p> <p>なお、個室以外の宿泊室の面積においては、宿泊室に隣接する他の利用者等が通らない縁側等のスペースがある場合には、利用者の占有スペースに含めることができます。</p> |
| (4) | <p>個室以外の宿泊室において、利用者のプライバシーが確保された構造が必要とされているが、具体的にはどのようなものか。</p> | <p>個室以外の宿泊室については、プライバシーの確保された構造とは、パーティションや家具などにより、利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があります。アコーディオンカーテンにより仕切られている宿泊室については、パーティションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合は、宿泊室として取り扱って差し支えないと考えます。</p> <p>ただし、カーテンについてはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。</p> |
| (5) | <p>指定地域密着型通所介護事業所等においては、隣り合う和室(6畳)と居間(10畳)との間のフスマを取り払い1室として捉え、食堂兼機能訓練室として使用している。</p> <p>宿泊サービスの提供においては、この食堂兼機能訓練室に利用者を就寝させる予定としているが、就寝時にはフスマを設置して本来の2室に区分けして宿泊させることを考えている。この場合の1人当たり面積(利用可能人数)の考え方は？</p> | <p>フスマ等の建具により仕切られた個室ごとの面積により判断します。</p> <p>このケースにおいては、6畳の和室と10畳の居間とでそれぞれの居室の面積を算出し1人当たり7.43㎡により、利用人数を計算することとなります。</p> |
| (6) | <p>東京都の留意事項通知(平成23年5月18日付23福保高介第342号)には、(3)「他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えないこと」とあるが、区ではどのように考えるか。</p> | <p>都と同様に、縁側とは、和室等の外側にある板敷きの部分のこと。部屋の延長、廊下、上がり口などに使われるものをいいます。</p> <p>宿泊室に連続して縁側やこれに類するスペースが設けられており、他の利用者や従業者が通らない場合には、当該縁側等の面積を宿泊室の面積に含めて差し支えないとしています。</p> |
| (7) | <p>個室以外の宿泊室の場合、他の利用者の宿泊スペースを通らないトイレ等に行けないようなしつらえの場合には、通路を確保しなければならないか。</p> | <p>個室以外の宿泊室については、その構造がプライバシーが確保されたものでなければならぬことから、通路部分は適正に確保し、通路部分を除いた面積が1人当たり7.43㎡以上必要となります。</p> |
| (8) | <p>宿泊室は2つのフロア(1階と2階など)にそれぞれ設けてもよいのか？</p> | <p>適切かつ安全なサービス提供を行う必要があるため、異なるフロアに宿泊室を設けた場合、サービス提供時間帯を通じて複数の従業者を配置すること等の配慮が必要です。</p> |

7 運営について（指針 第4）

① 運営に関する基準

| | Q | A |
|-----|---|---|
| (1) | <p>【宿泊サービスの取扱方針】 緊急やむを得ず利用者の行動を制限する行為を行う場合の具体的な取扱いについて</p> | <p>緊急やむを得ず利用者の行動を制限する行為を行う場合には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに該当するものであるかどうかの検討が必要です。厚生労働省が発出している「身体拘束ゼロへの手引き」についても参考にしてください。</p> <p>なお、緊急やむを得ず利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録してください。</p> |
| (2) | <p>【宿泊サービス計画】 宿泊サービス計画について、計画に位置づけるべき具体的な内容は何か？</p> | <p>宿泊サービスは、指定地域密着型通所介護等サービスに引き続き提供されるものであり、計画に位置づけられる内容としては、サービス提供上の留意事項や宿泊サービスの提供に必要な排せつ、食事等の介助、その他日常生活上の世話に係るサービス提供等が考えられます。</p> |
| (3) | <p>宿泊サービス計画作成について、注意すべきことはどのようなことか？</p> | <p>特に以下の点についてご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成してください。 ●居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接な連携を図ってください。 ●計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付してください。 |
| (4) | <p>【緊急時等の対応や苦情処理窓口等】 緊急時等の対応、非常災害時の対応、秘密保持等の対策、苦情処理窓口の設置等、事故発生時の対応については、指定地域密着型通所介護事業所等のためのものと別途作成する必要があるのか？</p> | <p>指定地域密着型通所介護等と内容が同様であっても構いませんが、宿泊サービスは指定地域密着型通所介護等とは別のサービスです。宿泊サービスでの対応について利用者に理解していただき、同意を得る必要があります。</p> |
| (5) | <p>【主治医等との連携、緊急時等の対応、非常災害時の対応、事故発生時の対応について】 これらについては、すべて個別にマニュアル等を作成する必要があるのか？</p> | <p>本指針においては、それぞれの事態に対応した連絡・連携について求めています。有事に円滑に対応する備えを行うためには、これらについてマニュアルや手順書等の整備が望まれます。</p> <p>マニュアルや手順書等の体裁については、事業所ごとの実態に即して作成してください。</p> <p>なお、「主治医等との連携」とは宿泊サービス計画策定時や必要な場合に利用者の心身の状況について情報連携を行うこと、「緊急時等の対応」とは宿泊サービス提供時に利用者の病状の急変等のあった場合の対応、「非常災害対策」は地震や火災等の非常災害発生時の対応、「事故発生時の対応」とは宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の対応をいいます。</p> |

| | Q | A |
|-----|--|---|
| (6) | <p>(※令和6年4月追加) 【業務継続計画、感染症予防・まん延の防止、虐待の防止等について】 これらの対策に関わる措置(計画策定、指針の整備、対策委員会の開催、従業員への周知・研修・訓練等)については、指定地域密着型通所介護等の事業所のための措置とは別に行う必要があるのか？</p> | <p>措置のうち、業務継続計画の策定、感染症予防・まん延の防止のための指針の整備、虐待の防止のための指針の整備については義務規定ですが、その他の措置については努力義務です。これらの措置については、指定地域密着型通所介護等の事業のための措置を準用しての対応でも構いません。宿泊サービスのためだけに別に措置する必要はありません。ただし、指定地域密着型通所介護等と宿泊サービスとで従業員が異なる場合は、宿泊サービス従業員への周知・研修・訓練等の対応について漏れが生じないように留意してください。(改正指針第4の12、15(2)(3)、21関係)</p> |
| (7) | <p>(※令和6年4月追加) 【掲示】 運営規程の概要等の重要事項の周知について、事業所内への掲示ではなく、当該書面を備え付けて閲覧させる方法でも構わないか？また、ホームページ等で周知する必要はあるのか？</p> | <p>重要事項を記載した書面を事業所に備え付けて、いつでも関係者に自由に閲覧させることをもって、事業所での掲示に代えることができます。(改正指針第4の16(2)関係) また、令和6年4月から、区条例の改正に伴うを踏まえた指針改正により、原則的に、重要事項をウェブサイトに掲載することが必要努力義務として追加になりました。(改正指針第4の16(3)関係)</p> |
| (8) | <p>【事故発生時の対応】 介護保険外の宿泊サービス利用中の事故においても、区や居宅介護支援事業所等へ連絡する必要があるのか？</p> | <p>宿泊サービスは、居宅介護支援事業者等との連携により提供されるべきものです。また、宿泊サービス事業者は区の調査等に協力することが求められています。事故発生時には速やかに区、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講じてください。 なお、宿泊サービスにおける事故発生時の対応については、区条例にも定められており、適切な対応がない場合は指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所としての基準違反にもなります。その他、以下の点にも留意してください。 ●事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は2年間保存してください。 ●宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法についてあらかじめ事業所が定めておくことが望ましい。 ●速やかな賠償のために損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ●事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 ●事故が発生した場合の区への報告については、「世田谷区介護保険事故取扱要領」を参考にしてください。</p> |

8 その他(指針 第5)

① 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型現行相当サービスについて

| | Q | A |
|-----|---|---|
| (1) | <p>総合事業の通所型現行相当サービス利用者に宿泊サービスを提供する場合の取扱いはどのようになるのか？</p> | <p>通所型現行相当サービスの指定を受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と通所型現行相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営している場合で、通所型現行相当サービスの利用者に宿泊サービスを提供する際も、本指針に定める基準を遵守してください。</p> |